

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(所掌事務) 第3条 課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] (9) <u>個人情報</u> の開示、訂正及び利用停止に関すること。 (10)～(19) [略]	(所掌事務) 第3条 課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] (9) <u>保有個人情報</u> の開示、訂正及び利用停止並びに <u>死者に 関する情報の開示及び訂正</u> に関すること。 (10)～(19) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。